

「日本人の法意識」調査基本報告書

——2000年3月全国調査——

法意識国際比較研究会
(代表：加藤 雅信・マイケル・K.ヤング)

第一章 序章

(1) 調査の内容

本調査は、日本人の法意識についての日本全国調査の結果を、単純集計のかたちで、発表するものである。われわれ法意識国際比較研究会⁽¹⁾は、西洋社会と東洋社会の異同を実証的に検討するために、中国・日本・アメリカで、それぞれ全国調査を企画している。そのうち、中国調査は、既に95年に実施、報告している⁽²⁾。また、アメリカ調査は2001年に実施予定である。このような企画の一部として、日本調査は2000年3月に実施された。

「日本人の法意識」に対する注目は、川島武宜の『日本人の法意識』⁽³⁾に始まり、様々に活発な議論がされてきたが⁽⁴⁾、案外、本格的な全国規模の実証研究は行われてこなかった⁽⁵⁾。グローバル化の名のもと、明治維新、第二次大戦直後に続いて、三度、「開国」を迫られているなか、「日本人の法意識」を、実証的に検討することには、大きな意義があると考えている。既に実施されている中国調査が、サンプル数5000の全国調査であったことと対応するために、日本全国をカバーする基本調査サンプル数1050補助調査サンプル数300総計1350の全国調査を実施することとした。補助調査は、地域間比較をするために、東京、大阪、名古屋およ

(2) 「日本人の法意識」調査基本報告書

び農業地帯の町村についてサンプルを追加したものである。東京、大阪、名古屋について調査を行ったのは、本調査の姉妹調査である契約意識調査（ジュリスト1096号40ページ以下）において、この三大都市圏において契約意識に差異が一定程度認められるという回答傾向があったからである。この点を、別の視点から探求するために今回、補助調査を実施したものである。なお、本基本報告書では、1050標本の全国基本調査についてのみ報告し、補助調査については、別の報告書にまわしたい。

(2) 調査の実際

(ア) 調査票の作成

調査票は、法意識国際比較研究会が作成した。一部の質問文や選択枝は、付録1であげる過去の調査、他国の調査を、比較分析のために、改編して利用している。

(イ) サンプリング

社会調査法としては郵送法の場合回収率が、せいぜい3割程度と予想されるので留置き式を採用することとした。標本の抽出はランダムサンプリングとしたが、それぞれの調査地ごとに性別と年齢別（年齢別については18-24、25-34、35-44、45-54、55-64、65以上）によるサンプル数の割当をし、予定標本数を確保することとした。

調査地域については、人口規模に注目し、東京大阪のメガロポリス、それ以外の政令指定都市、表1に示したような人口別に層化し、さらに、表2に示したような地域別の人口比を基礎として調査地点数を割り当て、市町村を無作為に選定した。最終的な調査地点は、基本調査については18地点において各50標本、6地点において各25標本を採取、合計1050標本。補助調査については3地点において各50標本、6地点において各25標本を採取し、小計300標本。基礎調査と補助調査の総計27地点で各50標本、総計1350標本の調査が実施されることとなった。ただし、基本

(4) 「日本人の法意識」調査基本報告書

表 2

	人口	人口比	サンプル数	地点数	サンプル数	
北海道	5,700	4.5%	47	1 地点	50	札幌
東北	9,800	7.7%	81	2 地点	100	いわき 米沢
関東	40,032	31.6%	332	6 地点	300	東京 市原 小田原 調布 鴨川 益子
中部	21,606	17.1%	179	3.5地点	175	名古屋 金沢 武豊 月湯 (25)
関西	22,606	17.9%	188	4 地点	200	大阪 茨城 宇治 野洲
中国	7,766	6.1%	64	1 地点	50	岡山
四国	4,174	3.3%	35	1 地点	50	丸亀
九州	13,462	10.6%	112	2.5地点	125	福岡 日出 星野 (25)
沖縄	1,301	1.0%	11	0 地点		
全国	126,486	100.0%	1049	21地点	1050	

表 3

	18～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
男	4	4	4	5	4	4
女	3	4	4	5	4	5

表 4

地点 番号	調査地点名	町丁 1	町丁 2	町丁 3	町丁 4	訪問総数 (内訳)	調査完了	調査依頼 時に留守 ・不在	調査依頼 時の拒否	調査対象に なる性・年 代の人がい ない(すで に調査完了 した性・年 代の人しか いない)	記入不備や 配布後の回 答拒否など で無効
01	北海道札幌市豊平区	西岡				256	50	106	74	25	1
02	山形県米沢市	花沢町	下花沢			176	50	56	58	10	2
03	福島県いわき市	中岡町	川窪	根小谷	湯本	123	50	38	20	13	2
04	栃木県芳賀郡益子町	七井				125	50	55	14	6	0
05	千葉県市原市	姉崎				171	50	42	61	18	0
06	千葉県鴨川市	花房	横濱	広場	前原	138	50	58	15	10	5
07	東京都荒川区	町屋				232	50	86	88	6	2
08	東京都調布市	小島町	富士見	下石原		390	50	166	131	40	3
09	神奈川県小田原市	千代町	高田	永塚	蓮正寺	172	50	85	25	12	0
10	石川県金沢市	三ツ屋町	法光寺			209	50	83	64	12	0
11	愛知県名古屋千種区	東千種台	若水			245	50	134	32	28	1
12	愛知県知多郡武豊町	砂川	ニヶ崎			157	50	51	28	28	0
13	滋賀県野洲郡野洲町	行徳	小篠原			239	50	86	74	27	2
14	京都府宇治市	大久保	小倉町			320	50	66	184	16	4
15	大阪府大阪市東住吉区	公園南畑	内代町	都島本通		389	50	198	116	21	4
16	大阪府茨木市	大池	舟木町	福葉町		258	50	62	132	10	4
17	岡山県岡山市	広瀬町	番町	土田		223	50	128	38	4	3
18	香川県丸亀市	中府	山北	城西南		319	50	205	45	11	8
19	福岡県福岡市城南区	田島	別府			324	50	158	82	31	3
20	福岡県八女郡星野村					192	50	89	30	23	0
21	大分県速見郡日出町	豊岡				313	50	75	152	35	1
22	宮城県登米郡中田町	加賀野				136	50	55	18	12	1
23	東京都板橋区	南常盤台	上板橋			196	50	82	53	10	1
24	東京都武蔵野市	東町				320	50	140	110	20	0
25	新潟県西蒲原郡月湯村	月湯				213	50	75	54	32	2
26	愛知県名古屋市長区	白壁				136	50	68	11	5	2
27	大阪府吹田市	長野東	長野西	山田東	山田西	141	50	56	21	14	0
	合計					6113	1350	2503	1730	479	51
	訪問数に対する割合					100.0%	22.1%	40.9%	28.3%	7.8%	0.8%

(ウ) 調査の実施

調査実施は、(社) 輿論科学協会に依頼し、同協会の各地の訓練された調査担当者が、調査地点を訪れる形で実施された。依頼状を前もって発送し、調査員が、週末に第一回訪問し、調査依頼して調査票を調査回収用封筒とともに預ける。拒否される、あるいは該当者なしであれば、五軒先の次の標本に向かう。一週間後の週末に第二回訪問し、調査票の回収をする。まだの場合、その次の週末に第三回訪問し、回収に努める。以後は打ちきる。なお、被調査者には、謝礼品を渡した。

表4に示すとおり、調査依頼時に留守で会えなかったのが2503ケース、拒否されたのが1730ケース、その世帯に調査対象となる人がいない(既に調査完了した性・年代の人しかいない)ケース479ケースであった。1350標本集めるために、総計6113世帯を訪ねた、つまり、22.1%の確立で回答してもらえたことになる。

調査実施の時期は、2000年3月11日より3月28日まで。ただちに、点検、SPSS用にデータ打ちこみした後、輿論科学協会から受け取った。

(3) 報告書の作成

この原稿は、法意識国際比較研究会での検討会を経た後、河合が原案を執筆、加藤が加筆したものである。なお、「[中国人の法意識] 調査基本報告書」と、できるかぎり同一形式にするよう努めた。そのため、同じ説明をそのまま繰り返している箇所もある。

注

- (1) この研究の調査および分析を担当した国際法意識研究会のメンバーは青木清、太田勝造、岡田幸宏、加藤雅信、河合幹雄、季衛東、金祥洙、高見澤磨、野口裕之、藤本亮、D. H. Footeである。なお、拡大研究会を開催し、この後に予定されている日米調査との関係で、後に別稿の形で掲載する分析にさいしてはアメリカ側から D. H. Foote, C. J. Mikhubt, M. D. West, M. K. Young の4の

(6) 「日本人の法意識」調査基本報告書

教授らと討議を行っている。また、本研究にさいしては、平和中島財団（1994年）、科学研究費：国際学術（1994～5年）、名古屋大学 AP 基金（1995～6年）、国際交流基金日米センター（1999～2001年）助成をうけた。本研究に協力をいただいた諸機関に心から謝意をあらわしたい。

- (2) 法意識国際比較研究会（代表・加藤雅信）中国社会科学院法学研究所日本法研究センター（研究代表・肖賢富）『「中国人の法意識」調査基本報告書』名古屋大学法政論集第180号、1999年12月刊、法意識国際比較研究会（代表・加藤雅信・マイケル・K・ヤング）「中国法意識スケーリング（1）」名古屋大学法政論集第183号、2000年6月刊、同「中国法意識スケーリング（2完）」名古屋大学法政論集第184号、2000年9月刊、法意識国際比較研究会（代表・加藤雅信・マイケル・K・ヤング）「中国人の法意識（一）——一九九五年中国全国調査」ジュリスト No. 1169、1999年12月15日、同「中国人の法意識（二）——一九九五年中国全国調査」ジュリスト No. 1172、2000年2月15日、同「中国人の法意識（三）——一九九五年中国全国調査」ジュリスト No. 1173、2000年3月1日、同「中国人の法意識（四）——一九九五年中国全国調査」ジュリスト No. 1178、2000年6月1日、同「中国人の法意識（五）——一九九五年中国全国調査」ジュリスト No. 1188、2000年11月1日。
- (3) 川島武宜『日本人の法意識』岩波書店、1967年。
- (4) 法意識研究の歴史と文献については、六本佳平「『日本人の法意識』研究概観——法観念を中心として」日本法社会学会編『法意識の研究』有斐閣、1983年所収、14頁から34頁参照。
- (5) 日本文化会議（編）『日本人の法意識』至誠堂、1973年等。

第二章 サンプルの特徴

サンプルの特徴を、日本全体に対する様々な統計データと対比しつつ概観しておく。調査地についてを例外として、基本調査1050ケースについて記す。なお、全国統計については、『日本国勢図絵1999／2000年版』

矢野恒太記念会編1999年、『日本の統計2000』総務庁統計局編、大蔵印刷局2000年、『日本統計年鑑平成12年』総務庁統計局編、日本統計協会1999年、『朝日年鑑1999』年鑑辞典編集部編、朝日新聞社1999年、『平成九年貯蓄動向調査報告』総務庁統計局編、日本統計協会1998年、『活用労働統計1999年版』社会経済生産性本部活用労働統計委員会編、生産性労働情報センター1999年を参照した。

1 調査地

既に述べたように、北海道・東北等の地域ブロックごとの人口比と、都市と市町村の規模に注目して調査地点を選択した（表1、表2参照）。その結果、この点については、バランスのとれたサンプルが採れた。

調査実施した27地点で、それぞれ50標本採取したが、そのために訪問した件数が、最大390軒の調布市から123軒のいわき市まで大きな差が見られた（表4参照）。とりわけ回答拒否のケース数は、184件の宇治市小倉町（小倉池干拓後にできたニュータウン）から僅か11件の名古屋市白壁まで大きい。都市部でも回答が得られにくいところもあれば比較的容易なところもある。また田舎でも必ずしも容易であるとはいえない。新しい住宅街のあるところで回答拒否が多い傾向がある。

2 出身地

意識形成には、現在の居住地よりも、青少年期の人間形成期にどこに居住したかの影響のほうが強いと予想し、6才から12才までと、12才から18才までについて、それぞれ居住地を尋ねた。東京、大阪、名古屋圏に地方から移動した者の数も、引越しを繰り返した者の数も、そう多くなかった。また、6才から12才と、12才から18才では、数の上では、居住地に差はほとんどない。18才超えてから移動することがほとんど読み取れる〔TABLE 1〕。

(8) 「日本人の法意識」調査基本報告書

[TABLE 1] 育った地域毎サンプル数

	地 域	6才から12才の居住地		12才から18才の居住地	
		度数	有効パーセント	度数	有効パーセント
有効	一ヶ所ではない	13	1.25	18	1.72
	北海道	55	5.28	54	5.17
	東北	120	11.52	120	11.48
	東京圏	83	7.97	91	8.71
	関東（東京圏以外）	175	16.79	176	16.84
	名古屋圏	53	5.09	53	5.07
	中部（名古屋圏以外）	96	9.21	94	9.00
	大阪圏	80	7.68	82	7.85
	近畿（大阪圏以外）	109	10.46	109	10.43
	中国	51	4.89	51	4.88
	四国	59	5.66	56	5.36
	九州	143	13.72	137	13.11
	沖縄	1	0.10	1	0.10
	外国	4	0.38	3	0.29
	合計	1042	100.00	1045	100.00
欠損値	無回答	8	-	5	-
合計		1050	100.00	1050	100.00

3 ジェンダー

全体1050ケースのうち、女性532人50.7%、男性518人49.3%である [TABLE 2]。各地域の人口比に合わせてサンプリングしたが、全国の比率とも一致度が高い。

[TABLE 2] ジェンダー毎サンプル数

	度数	%	1998年全国統計(%)*1
女 性	532	50.7	51.9
男 性	518	49.3	49.0
合 計	1050	100.0	100.0

*1 『日本の統計2000』総務庁統計局編 表(2-4 年齢各歳別人口)

4 年齢

本調査では、生年を尋ねてその回答から年齢を算出している。ここでは年齢階級毎にまとめたものをみてみよう [TABLE 3]。地域毎に人口

比にあわせてサンプリングしたが、全国の人口構成とも一致度が高い。

[TABLE 3] 年齢階級毎サンプル数

年齢階級	18-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-	合 計
度 数	142	174	173	217	165	179	1050
%	13.5	17	16.5	20.7	15.7	17	100
18歳以上人口比に 対する比率 (%) *1	12.4	18	15.8	17.1	16.2	20.4	

* 1 【日本の統計2000】総務庁統計局編 表(2-4 年齢各歳別人口)

5 学歴

大学進学率は上昇を続けており、高校進学率は九割をはるかに超えるようになっていることを考慮すれば、1990年の国勢調査時よりも、大卒の割合は大幅に増加し、小中学校卒は大幅に減少しているはずである。ただ、短大、高専卒が、大卒とあまり変わらないのは、ややオーバーサンプリングの可能性がある [TABLE 4]。

[TABLE 4] 学歴毎サンプル数

	度数	%	1990年全国統計%*1
学校歴なし	2	0.19	0.2
小学校、中学校 (旧制高等小学校)	158	15.2	31.4
高等学校 (旧制中学、旧制工業・商業・農業学校、高等女学校)	502	48.2	47.2
短期大学、高等専門学校	171	16.4	9.1
大学 (旧制高等学校、旧制高等専門学校、師範学校)	196	18.8	11.9*2
大学院	12	1.15	—
合 計	1041	100	

* 1 「日本統計年鑑2000」総務庁統計局編 表(2-14 年齢階級、教育程度別15歳以上人口)

* 2 大学と大学院の合計

6 大学での専門

大学ないし大学院での専門を、在学者と卒業者に尋ねた結果、以下のようになった [TABLE 5]。

〈10〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

[TABLE 5] 専攻毎サンプル数

	専攻分野	度数	有効パーセント
有効	法学系	19	9.55
	経済・商学系	51	25.63
	その他の文科系	56	28.14
	理学系	21	10.55
	工学系	36	18.09
	その他の理科学系	16	8.04
	合計	199	100.00
欠損値	無回答	851	—
合計		1050	100.00

7 就業形態

18才以上学生数と専業主婦は『日本統計年鑑2000』（表3-1 就業状態別15歳以上人口）より、就業者のうちで、事業主の数は『日本の統計2000』の表7-7 主要国就業者の従業上の地位別構成による。一般就業者中のパートの割合は2割を超えるが、学生でアルバイトをしている者は、学生のほうにカウントされるために少なくなる。アンケート調査では常に、学生、主婦、隠居老人がオーバーサンプリングされるが、年齢と性別で割り付けをおこなったため少し緩和されたとみえる。それでも、常勤者の比率はどうしても少なくなる。

[TABLE 6] 就業形態毎サンプル数

	就業形態	度数	有効パーセント	1998年全国統計(%) ^{*1}
有効	事業主	123	11.77	7.5
	勤め(常勤)	393	37.61	50.8
	パート・アルバイト・フリーター	104	9.95	8.0
	専業主婦	195	18.66	16.4
	学生	54	5.17	3.1
	無職・その他	176	16.84	14.2
	合計	1045	100.00	100.0
欠損値	無回答	5		
合計		1050		

*1 日本統計年鑑2000（表3-1 就業状態別15歳以上人口）を元に、概算

8 職業

政府統計が用いる一般的な職業区分に、医療、教育・文化、法律・司法を、法意識に関しては特別な意識をもっているのではないかと予想して付け加えた。農林漁業がやや少なくサンプリングされている。他は、比較的、全国統計に一致するサンプルである [TABLE 7]。

[TABLE 7] 職種毎サンプル数

	職 種	度数	パーセント	全国統計(%)	参照資料
有効	農林漁業	11	1.7	5.3	国勢
	建設業	68	10.4	10.4	国勢
	製造業	106	16.2	22	国勢
	電気・ガス・エネルギー	20	3.1	0.5	国勢
	運輸・通信	28	4.3	6.3	国勢
	卸・小売り	117	17.9	17.4	国勢
	飲食	46	7	5.1	国勢
	金融・保険	20	3.1	3.1	日本1
	不動産	13	2	1.1	日本1
	医療	34	5.2	-	
	教育・文化	41	6.3	-	
	法律・司法	3	0.5	-	
	官公庁	34	5.2	8.3	日本2
	その他	114	17.4		
	合計	655	100		
欠損値	無回答	395			
合計		1050			

国勢 日本国勢図会 1999/2000 (表7-4 各国の産業別就業人口割合 (15歳以上) 1997年)

日本1 日本の統計 2000 (表3-5 都道府県別の従業上の地位、産業別就業者数 1995年)

日本2 日本の統計 2000 (表3-9 非農林業の週間就業時間別就業者数 1998年)

9 農業従事者

日本文化の特性について、しばしば農耕民族であることが云々されるため、農民であるかどうかについて尋ねた。1995年国勢調査によると、農林漁業合せても93.5万世帯であり、全体4390万世帯の、2.1%に過ぎない (日本統計年鑑2000、表2-18経済構成別一般世帯数)。少しでも農業収入がある世帯でも、1998年に329万世帯 (国勢図会2000国勢社、

〈12〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

表14-3 わが国の農家数)。補助調査のサンプルとの結合が分析には必要である。

[TABLE 8] 農業従事の程度毎サンプル数

	農業従事形態	度数	有効パーセント
有効	家計の50%以上が農業によってささえられている	9	0.94
	それほどではないが、農業による収入の比重も大きい	4	0.42
	農業による収入の比重は小さい	30	3.12
	農業収入はない	919	95.53
	合計	962	100.00
欠損値	無回答	88	
合計		1050	

10 職種

完全に対応する統計がないので、管理職、専門職、事務職の人数を、会社と官公庁での被雇用者数で割って計算した。無回答が69.2%もあり、回答者の多くが、どこに答えて良いのか迷ったようである。

[TABLE 9] 仕事の内容毎サンプル数

	仕事内容	度数	有効パーセント	1998年全国統計**
有効	事務職	71	21.98	24.1
	営業職	55	17.03	
	管理職	34	10.53	4.2
	労務職	87	26.93	
	専門職	58	17.96	15.8
	教育職	15	4.64	
	その他	3	0.93	
	合計	323	100.00	
欠損値	無回答	727		
合計		1050		

* 1 日本の統計2000、表3-7 職業別就業者数

11 企業規模

9人以下の零細企業従業員のサンプリングが少なく、1000人以上の大企業従業員がオーバーサンプリングされている。

[TABLE10] 企業規模

	従業員数	度数	有効パーセント	1996年全国統計(%)**
有効	9人以下	48	13.6	26.2
	10～99人	135	38.1	46.4
	100～499人	74	20.9	18.1
	500～999人	24	6.8	4.1
	1000人以上	73	20.6	5.3
	合計	354	100	100
欠損値	無回答	696		
合計		1050		

* 1 活用労働統計1999、表 E-3 民間公営及び産業別雇用者数・事業所数等（農林水産業・公務を除く）

12 支持政党

政党支持率について。マスコミ等の行う世論調査と比較すれば、支持政党なしが多い。しかし、たいていの世論調査では、しいて選べばという形式で選択させており、今回のようにストレートに支持する政党を聞かれれば、支持政党なしが多くなって当然である。この影響を、共産党や公明党などは受けないが、自民党と民主党は、緩やかな支持者が多いため、一部が支持政党なしに流れたと理解できる。

日経電話世論調査 政党支持率時系列データ 2000年 I 2月による。
<http://www.nikkei-r.co.jp/nikkeipoll/seitou/seitou.htm> 参照

[TABLE11] 支持政党毎サンプル数

	政党名	度数	有効パーセント	2000年2月、日経電話世論調査
有効	自民党	220	21.48	37.7
	民主党	57	5.57	14.9
	公明党	50	4.88	4.2
	自由党	20	1.95	3
	共産党	30	2.93	8.1
	社民党	21	2.05	4.8
	その他の党	2	0.2	
	支持政党なし	624	60.94	20
	合計	1024	100	
欠損値	無回答	26		いえない・わからない 5.5
合計		1050		100

〈14〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

13 配偶関係

有配偶者が、未婚者に比較してややオーバーサンプリングされている。これは、単身者は、調査員が捕まえにくいことが原因であろう。

[TABLE12] 配偶関係毎サンプル数

	配偶関係	度数	有効パーセント	1995年全国統計(%) ^{*1}
有効	有配偶	752	72.17	63.90
	未婚	208	19.96	24.30
	離婚	25	2.40	3.10
	死別	57	5.47	8.20
	合計	1042	100.00	100.00
欠損値	無回答	8		
合計		1050		

* 1 日本統計年鑑2000(表2-13年齢階級、配偶関係別15歳以上人口)を元に概算

14 世帯人数

自宅を訪問したため、独り暮らしの者が、大幅な比率でサンプルからもれている。その結果、他の人数の世帯は、少しづつオーバーサンプリングされている [TABLE13]。

[TABLE13] 世帯人数毎サンプル数

	人数	度数	有効パーセント	1995年全国統計(%) ^{*1}
有効	1	69	6.65	25.6
	2	209	20.15	23.0
	3	190	18.32	18.5
	4	276	26.62	18.9
	5	151	14.56	8.0
	6	96	9.26	3.9
	7	31	2.99	1.7
	8	12	1.16	0.4
	9	1	0.1	0.08
	10	2	0.19	—
	合計	1037	100	100
欠損値		13		
合計		1050		

* 1 日本統計年鑑2000(表2-17世帯の種類、世帯人員別世帯数及び世帯人員

15 所得階層

年収300万円未満の階級と、1200万円以上の階層のサンプルが少なく見えるが、無回答者の多くは、収入が少な過ぎて答えにくい、多過ぎて答えにくいからであることが多いと予想されるため、その点を考慮すれば、かなりバランスのとれたサンプリングではないかと考えられる [TABLE14]。

[TABLE14] 所得階級毎サンプル数

		度数	有効パーセント	全国統計19 (%) ^{*1}
有効	300万円未満	179	20.1	8.7
	300～500万円未満	233	26.2	23.2
	500～650万円未満	140	15.7	17.6
	650～800万円未満	115	12.9	14.7
	800～1000万円未満	110	12.4	14.6
	1000～1200万円未満	56	6.3	(1000-1250) 9.7
	1200万円以上	57	6.4	(1250以上) 11.4
	合計	890	100	100
欠損値	無回答	160		
合計		1050		

*1 貯蓄動向調査報告書平成9年、第24表 年間収入階級別貯蓄、負債及び実物投資の1世帯当たり純増減額

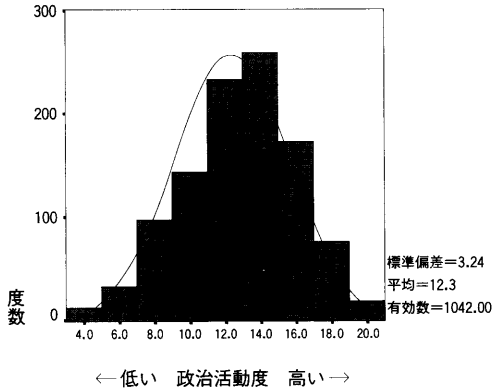
16 政治活動度

質問 (21) (ア) から (エ) は、政治活動度を計測するものであり、これら四つの間に対する回答値1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点と計算し、その単純総和を「政治活動度スケール」とした。政治活動度は、全体的に少しだけ高めである。[図 I] (付録2 参照)

〈16〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

図 I

政治活動度スケール

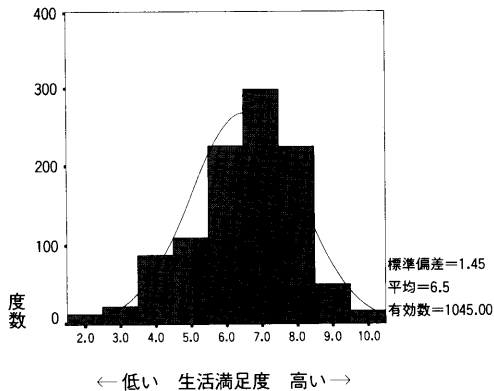


17 生活への満足度

質問(19)と質問(20)は、生活への満足度と、15年前と比較して、より生活がよくなったかを尋ねたものである。回答値1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点と計算し、その単純総和を「生活活動度スケール」とした。どちらかといえば満足している者が多い。[図II] (付録2参照)

図 II

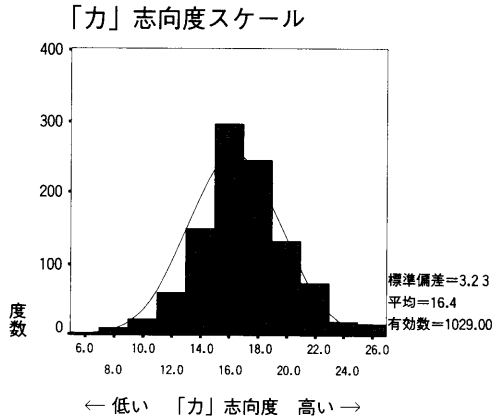
生活満足度スケール



18 「力」への志向度スケール

法が、最終的に国家権力による強制によってその実効性を担保されていることから、権力的なものへの志向度と法に対する態度とが関連していると考え、これをさらに検討するために、質問（22）では、アドルノがファシズムに対する社会的性格研究で用いたスケール群から「力」への志向度」としてスケール化されているものを用いた。五つの問の回答値1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点と計算し、その単純総和を尺度とした。かなり正規分布に近い。[図Ⅲ]（付録2参照）

図Ⅲ



19 各変数間の相関

ここに紹介した各変数のうち、順序尺度のものならびにバイナリー変数についての相関係数は、[TABLE15] のとおりである。

最も相関が高いのは、年齢が高いほど政治活動度が高くなる(0.430)である。年齢が高いほど学歴は低くなる(-0.303)、学歴が高いほど世帯収入が高い(0.283)、世帯収入が高いほど生活満足度が高い(0.204)、女性のほうが学歴が低い(-0.181)と続く。また、相関は高くはないが、「力」志向について、年齢が高いほど、学歴が低いほど、世帯収入

〈18〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

が低いほど、政治活動度が高いほど、権力志向が強いとでているのは興味深い。

一般に日本社会の傾向として理解されているとおりの結果であるが、年齢差が日本人内部での差異の最大の要因となっているかもしれないことが観られる。

[TABLE15] 変数間の相関

		性別	年齢	教育程度	世帯収入	政治活動度スケール	生活満足度スケール	「力」志向スケール
性別	Pearsonの相関係数	1.000	.078*	-.181**	-.073*	-.134**	.092**	-.043
	有意確率	.	.011	.000	.030	.000	.003	.170
	N	1050	1050	1041	890	1042	1045	1029
年齢	Pearsonの相関係数	.078*	1.000	-.303**	-.074*	.430**	-.060	.139**
	有意確率	.011	.	.000	.028	.000	.051	.000
	N	1050	1050	1041	890	1042	1045	1029
教育程度	Pearsonの相関係数	-.181**	-.303**	1.000	.283**	.043	.134**	-.116**
	有意確率	.000	.000	.	.000	.170	.000	.000
	N	1041	1041	1041	887	1033	1036	1021
世帯収入	Pearsonの相関係数	-.073*	-.074*	.283**	1.000	.068*	.204**	-.122**
	有意確率	.030	.028	.000	.	.045	.000	.000
	N	890	890	887	890	885	886	881
政治活動度スケール	Pearsonの相関係数	-.134**	.430**	.043	.068*	1.000	.064*	.164**
	有意確率	.000	.000	.170	.045	.	.040	.000
	N	1042	1042	1033	885	1042	1038	1022
生活満足度スケール	Pearsonの相関係数	.092**	-.060	.134**	.204**	.064*	1.000	-.033
	有意確率	.003	.051	.000	.000	.040	.	.290
	N	1045	1045	1036	886	1038	1045	1026
「力」志向スケール	Pearsonの相関係数	-.043	.139**	-.116**	-.122**	.164**	-.033	1.000
	有意確率	.170	.000	.000	.000	.000	.290	.
	N	1029	1029	1021	881	1022	1026	1029

*相関係数は5%水準で有意(両側) **相関係数は1%水準で有意(両側)

第三章 主質問の全体的傾向

ここでは、主質問の基礎統計と度数分布を一覧する。

1. 質問（1）

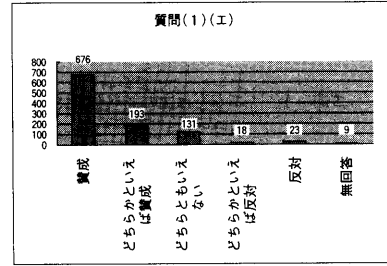
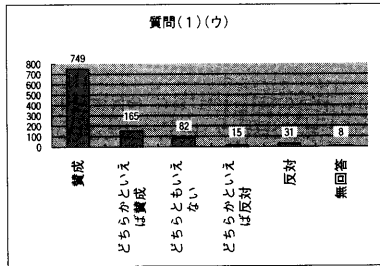
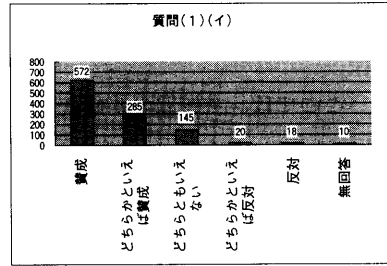
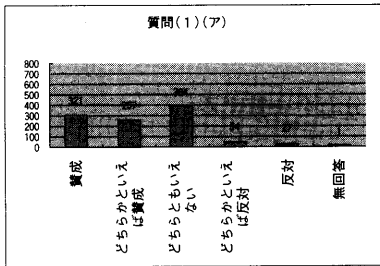
この質問（1）は、憲法行政法等を重んじる律令国家的法イメージと市民国的法イメージが日本社会の中でどのように機能しているかを調査することを主たる目的として設けられたものである。

質問（1） あなたは次のような意見に賛成ですか、反対ですか。（ア）から（エ）のそれぞれについて、あてはまるものをひとつずつ選んで番号に○をつけてください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対
（ア）家庭生活が円満にいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
（イ）取引活動が社会全体としてうまくいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
（ウ）犯罪防止がうまくいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
（エ）国家をうまく統治していくため（おさめるため）に法は不可欠である。	1	2	3	4	5

		（ア）家庭生活 が円満にいく ために法は不 可欠である。	（イ）取引活動 が社会全体と してうまくい くために法は 不可欠であ る。	（ウ）犯罪防止 がうまくいく ために法は不 可欠である。	（エ）国家をう まく統治して いくため（お さめるため） に法は不可欠 である。
N	有効回答数	1043	1040	1042	1041
	無効回答数	7	10	8	9
回答平均値		2.24161074	1.67980769	1.47792706	1.57732949
標準偏差		1.02890756	0.90574892	0.92254937	0.93027342

(20) 「日本人の法意識」調査基本報告書



「家族生活」「取引活動」「犯罪防止」「国家統治」いずれも反対する者はほとんどいないが、「家庭生活」だけは、どちらともいえないが最大多数となっており、他の三つはいずれも賛成が圧倒的多数であるのに対照的である。法が不可欠とされる傾向は、「犯罪防止」「国家統治」「取引活動」の順に高い。

2. 質問(2)

この質問(2)は、法における暴力的契機、理性的契機、論理的契機、道具的契機、権利擁護的契機が調査対象者の目にどのようにうつっているかを調べるために設けられたものである。

質問 (2) 次の (ア) から (エ) までは法のイメージについて述べたものです。あなたは A の意見と B の意見のどちらに賛成ですか。

- (ア) (A の意見) 私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。
 (B の意見) 私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方 (しっかりした定め方) と法律家の論理には、かなわないからである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

- (イ) (A の意見) 私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。
 (B の意見) 私が法を守るのは、法の内容が正しいからである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

- (ウ) (A の意見) 私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方 (しっかりした定め方) と法律家の論理には、かなわないからである。

(B の意見) 私が法を守るのは、法の内容が正しいからである。

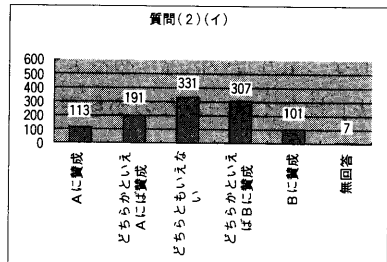
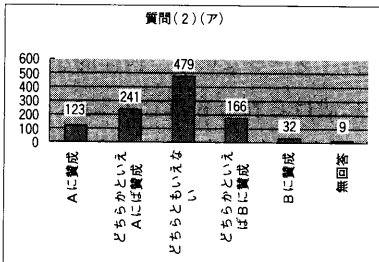
1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

- (エ) (A の意見) 法は、国家が国民を統治する (おさめる) 道具である。

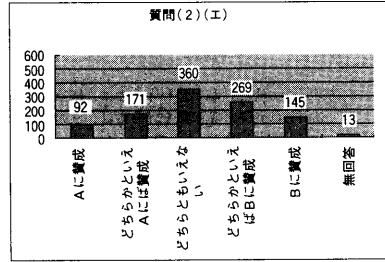
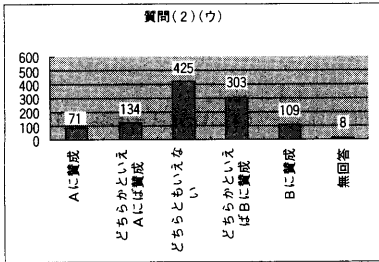
(B の意見) 法の目的は、国民が国家の侵害から自分の権利を守ることである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

		(ア)強制 vs 理屈	(イ)強制 vs 正しさ	(ウ)理屈 vs 正しさ	(エ)道具 vs 権利擁護
N	有効回答数	1041	1043	1042	1037
	無効回答数	9	7	8	13
回答平均値		2.753122	3.08820709	3.23512476	3.19672131
標準偏差		0.96254488	1.13650175	1.02766461	1.14062777



〈22〉 「日本人の法意識」調査基本報告書



まず、(ア)によると、法のイメージとしては、「国家の強制力」の要素が、「法律や法律家の論理」の要素に、ややまさる。(イ)によると、「法の内容の正しさ」の要素は、「国家の強制力」の要素に明確にまさる。(ウ)によると、「法の内容の正しさ」の要素が「法律や法律家の論理」の要素を明確に凌駕する。したがって、「法の内容の正しさ」「国家の強制力」「法律や法律家の論理」の順になるが、質問(2)においては一般的に中間的回答が多いなか、明確に賛成と答えた者が最も多かったのは「国家の強制力」の要素であった。一部の人々に、強くこのイメージが持たれていると言えよう。

また、(エ)によると、「権利擁護する法」の要素が、「道具的法」の要素を、極めて緩やかに、イメージとしてはまさっている。

3. 質問(3)

東洋西洋問わず、現実の社会は法によって規律されている側面があるが、質問(3)の(ア)(ウ)(エ)は「法なき社会」のイメージが東洋的な三皇五帝の伝説にあるような「徳治」イメージなのか、西洋的な「無法」社会イメージなのかを調べるために設けられたものである。(イ)はこのような法イメージの差が、現実の法の適用にさいし、厳格な法適用が望ましいが、柔軟な法適用が望ましいかの差異をもたらす可能性があると考え設けられたものである。(オ)は、現実社会と法のどちらを重視しているかを尋ねたものである。

質問 (3) 次の(ア)から(オ)の問いについて、AとBの二つの意見があります。あなたはどちらに賛成ですか。

(ア) 法と社会の関係について

(Aの意見) 法がなくても正常に動いていく社会が理想である。

(Bの意見) 法がなければ社会は正常に動いていくはずがない。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(イ) 法の適用について

(Aの意見) 法は、例外なくすべて同じように適用するべきである。

(Bの意見) 法は、場合に応じて適用するべきである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(ウ) 今の社会から法がなくなった場合について

(Aの意見) 法がなくなっても、基本的には、今の社会秩序はたもたれる。

(Bの意見) 法がなくなれば、社会は混乱し無秩序になる。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(エ) 法と道徳と社会の関係について

(Aの意見) 人々(政治家を含む)が道徳的であれば、法がなくても国も社会も良くなる。

(Bの意見) それは夢物語である。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(オ) 法と現実の関係について

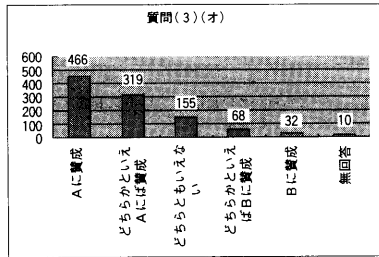
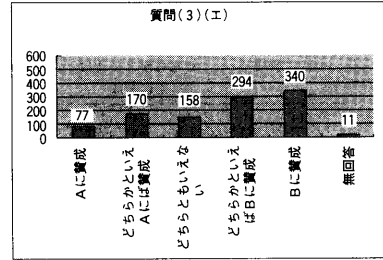
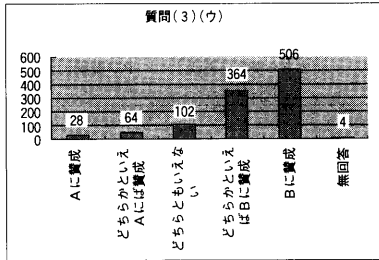
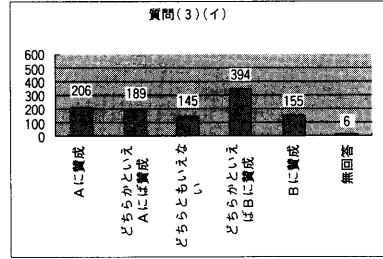
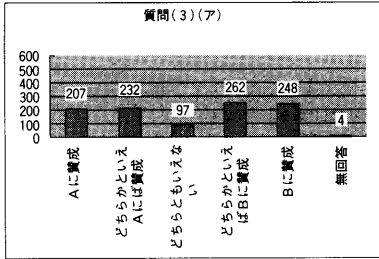
(Aの意見) 法と社会の現実がずれている場合は、現実にあうように法をあらためるべきである。

(Bの意見) 法と社会の現実がずれている場合は、法にそうように現実をあらためるべきである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

		(ア)法がなくとも(A)機能する社会(B)ありえない	(イ)法適用は(A)一律(B)場合に応じて	(ウ)法がなくなっても(A)社会維持(B)無秩序	(エ)法がなくとも(A)道徳的であればよい(B)それは夢物語	*****
N	有効回答数	1046	1044	1046	1039	1040
	無効回答数	4	6	4	11	10
回答平均値		3.10707457	3.05555556	4.21797323	3.62560154	1.92403846
標準偏差		1.4842096	1.3773882	0.97544106	1.28926164	1.06343508

〈24〉 「日本人の法意識」調査基本報告書



まず(ア)によると、僅かに、法が無ければ社会が正常に機能しないと答えた者のほうが多い。日本の意見調査には珍しく、どちらの意見にも明確に賛成する者が多かった。次に(イ)によると、どちらかといえば賛成と賛成の総数だけでみると、504対395で、「場合に応じた法適用」が「例外なき法適用」にまさるが、明確に賛成した者のみを比較すると、206対155で、逆に「例外なき法適用」が上回った。(ウ)によると、圧倒的に、法がなければ社会秩序の維持はできないと考えられている。

(エ)によると、徳治は夢物語とみなす者が多数派である。とりわけ、明確に夢物語と断定するものが最大多数であった。しかし、徳治を支持

する者もある程度存在する。最後に（オ）によると、現実に法を合せるべきという現実重視が圧倒的多数であった。

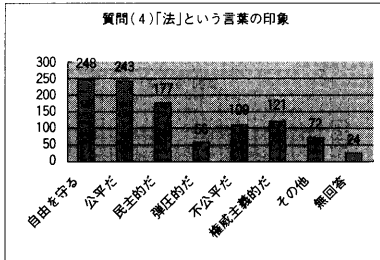
4. 質問（4）

質問（4）は韓国法制研究院の質問項目を若干修正し、各国での法イメージの差異を調べるために設けられたものである。

質問（4） あなたは、「法」という言葉を聞くと、まさきにどのような印象をお持ちになりますか。ひとつだけ○をつけてください。

1 自由を守る
 2 公平だ
 3 民主的だ
 4 弾圧的だ
 5 不公平だ
 6 権威主義的だ
 7 その他（ ）

N	有効回答数	1050
	無効回答数	0
	回答平均値	5.37142857
	標準偏差	14.4570348



肯定的な印象（自由・公平・民主的）と否定的な印象（弾圧的・不公平・権威主義的）の比率は、7対3で肯定的であった。肯定的なほうでは、「民主的」がやや他より少なく、否定的では、「権威主義的」が最も多かった。その他、無回答も1割近くあり、どのイメージもびったりこなかった者も多かったようである。

〈26〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

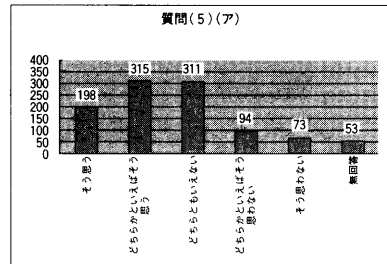
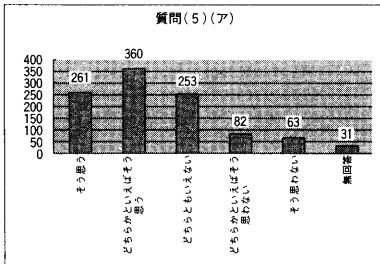
5. 質問（5）

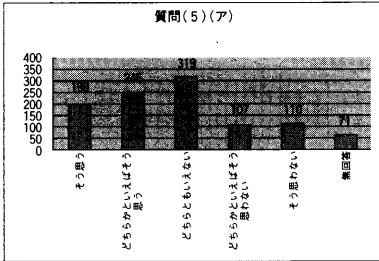
川島武宜『日本人の法意識』にも見られるように法による解決は、日本では伝統的に不人気で義理人情の世界に適用しないと言われていた。質問（5）はこの点の実際を各国との対比において調べるために、韓国法制研究院の設問を修正したうえで設けられたものである。

質問（5） 取引した相手と紛争が生じたため、交渉をはじめようとしたところ、相手から「法的に解決します」と言われました。その場合、あなたはどのように感じますか。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
(ア) 合理的だ	1	2	3	4	5
(イ) 人情がない	1	2	3	4	5
(ウ) 不快だ	1	2	3	4	5

		(ア)合理的だ	(イ)人情がない	(ウ)不快だ
N	有効回答数	1019	991	979
	無効回答数	31	59	71
回答平均値		2.33856722	2.5247225	2.67926456
標準偏差		1.1266526	1.13223846	1.23152568





まず(ア)によると、「合理的と思う」が25.6%、「どちらかと言えばそう思う」が35.3%で、合計60.9%。どちらともいえないが案外多く24.8%にのぼる。「合理的」と思う傾向がまさる。次に(イ)によると、「人情がない」に対して、「どちらかと言えばそう思う」が最大で31.8%。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」合せても、16.9%と否定意見は少ない。「人情がない」と思う傾向がまさる。最後に(ウ)によると、「不快だ」に対して、どちらともいえないが最大の32.6%。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が総計45.3%で、「不快」と感じる傾向がまさる。

強引にまとめれば、合理的だとは思いますが、人情はないし、不快と感じられるといったところであろう。

6. 質問(6)

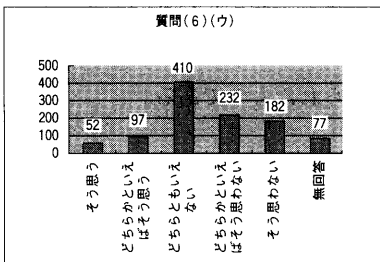
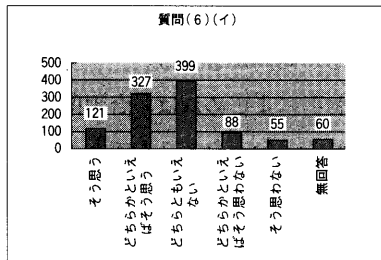
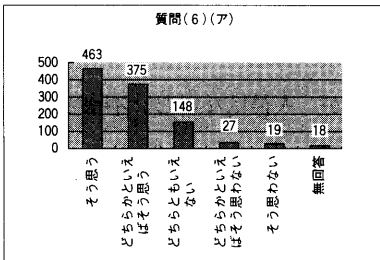
質問(6)も韓国法制研究院の質問項目を若干修正したものであるが、現実の生活を営むにあたって国民がどのように法の存在を意識しているか意識していないかを調べるために設けられたものである。

〈28〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

質問(6) あなたは、人々が社会生活をしていく上でどのように生きていくのがよいと思いますか。

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえ	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わ ない
(ア) 常識にしたがって生きればよい	1	2	3	4	5
(イ) 法にしたがって生きればよい	1	2	3	4	5
(ウ) 法に関連することはできるだけさせるのがよい	1	2	3	4	5

		(ア)常識的に 生きる	(イ)法の通り に生きればよ い	(ウ)法に関連 することはで きるだけさ せるのがよい
N	有効回答数	1032	990	973
	無効回答数	18	60	77
回答平均値		1.80232558	2.62525253	3.40596095
標準偏差		0.90781413	0.99542365	1.06605182



まず(ア)によると、「常識にしたがって生きればよい」に「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が総計81.2%。否定的回答も、総計4.5%と、極めて少数であった。次に(イ)によると、「法にしたがって生きればよい」に対して、「どちらともいえない」が最大多数で40.3%にのぼる。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の総計が45.2%で、賛成が多数であった。最後に(ウ)によると、「法に関連することはできるだけさけるのがよい」に対して、「どちらともいえない」が最大多数で42.1%にのぼる。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の総計が、42.5%で、思わないほうが多数であった。

法についての質問(イ)(ウ)に対して「どちらともいえない」が極めて多かったのに比べて、常識に対して尋ねた(ア)では明確に賛成したものが多数いたことから、法については、よくわからない人が多いといえよう。

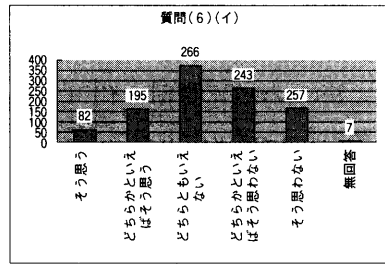
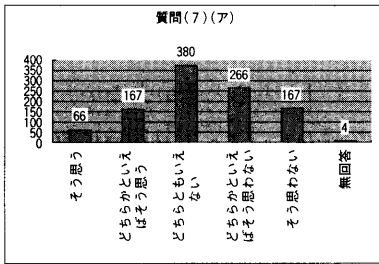
7. 質問(7)

質問(7)から質問(9)にかけては、遵法度の各国間の差異を計るために設けられたものである。

質問(7) 次の(ア)(イ)の二つの意見についてあなたはどのように思いますか。				
(ア)「法のとおり生きるに損をすることがあるから、そのような場合には必ずしも法を守る必要はない。」				
1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらとも いえない	4 どちらかといえば そう思わない	5 そう思わない
(イ)「法を破っても見つからないと思われるとき、法を守るのは、ときにバカげたことである。」				
1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらとも いえない	4 どちらかといえば そう思わない	5 そう思わない

〈30〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

		(ア)法を守って生きて損をすることがあるから、そのような場合は法を守る必要はない。	(イ)法を破っても見つからないと思われるとき、法を守るのは、ときにバカげたことである。
N	有効回答数	1046	1043
	無効回答数	4	7
	回答平均値	3.28776291	3.38159156
	標準偏差	1.10604402	1.25536337



まず(ア)によると、「法は必ずしも守らなくてよい」に対して、「どちらともいえない」が最大多数で、36.3%にのぼる。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の否定意見総計が41.4%で、賛成意見総和22.3%を大きく上回った。

次に(イ)によると、「みつからなければ、法を守るのはバカげている」に対して、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の総計が47.9%。否定意見が多いが、「どちらともいえない」も25.5%、賛成意見も総計26.6%存在する。

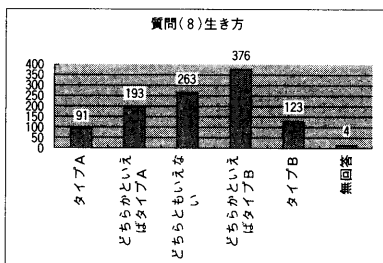
「どちらともいえない」という形ではなく、明確に遵法精神を否定する者が少なからずいることが見て取れる。

8. 質問（8）

質問（8） あなた自身の生き方として、次のどちらのタイプを選びたいですか。
 （タイプA）ときには法を守らないが、上手に生きる
 （タイプB）多少損をしながらも、法を守って生きる

1 タイプA	2 どちらかといえば タイプA	3 どちらとも いえない	4 どちらかといえば タイプB	5 タイプB
-----------	-----------------------	--------------------	-----------------------	-----------

N	有効回答数	1046
	無効回答数	4
回答平均値		3.23613767
標準偏差		1.14360046



「どちらかといえば、損しても法を守る」が35.9%で最大多数。「ときには法を守らないが、上手に生きる」に賛成は、総計27.2%存在する。

9. 質問（9）

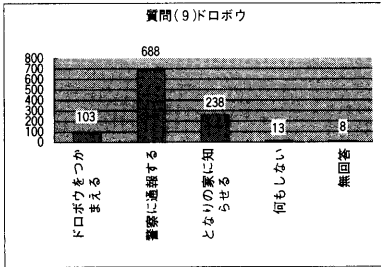
質問（9）および質問（10）は他人が刑事犯罪を犯した場合、それをどの程度積極的に防止しようとするか否かを調べるのを試みたものである。質問（9）は、韓国法制研究院の質問項目を若干修正したものである。質問（10）は基本的に日本文化会議の質問項目に基づくものである。

〈32〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

質問(9) ドロボウがとなりの家のヘイを越えるのを見た場合、あなたはどのように行動しますか。次のうちからひとつをお選びください。

- 1 ドロボウをつかまえる
- 2 警察に通報する
- 3 となりの家に知らせる
- 4 何もしない

N	有効回答数	1042
	無効回答数	8
回答平均値		2.15451056
標準偏差		0.59466391



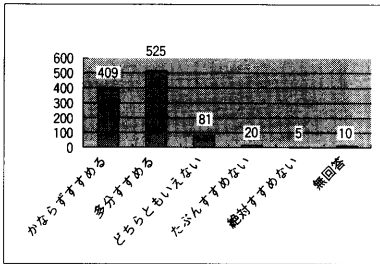
「警察に通報する」が66.0%で圧倒的多数。「何もしない」は、1.2%しかない。

10. 質問(10)

質問(10) 家族の中に重大な犯罪を犯しているものがあり、まだ発覚していません。このようなときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか、すすめませんか。

- | | | | | |
|----------|---------|---------------|----------|---------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| かならずすすめる | たぶんすすめる | どちらとも
いえない | たぶんすすめない | 絶対すすめない |

N	有効回答数	1040
	無効回答数	10
回答平均値		1.7375
標準偏差		0.72314779



「必ず勧める」「たぶん勧める」の総計89.8%で、圧倒的に自首を勧める者が多数。「たぶん勧めない」「絶対勧めない」の総計は2.4%と、極めて少数であった。

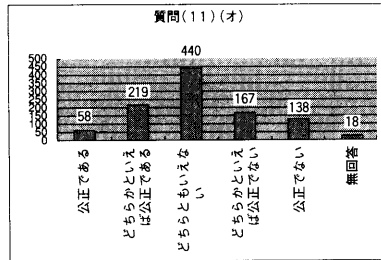
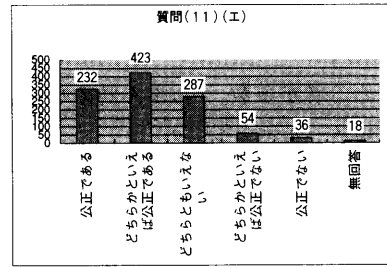
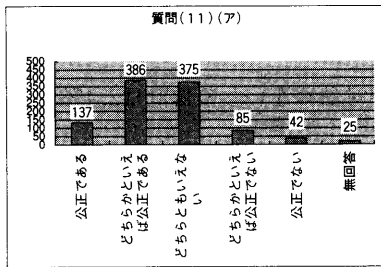
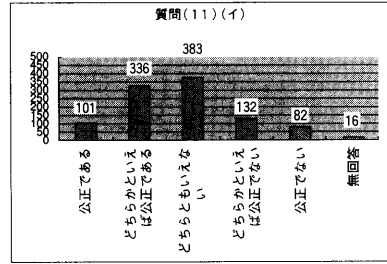
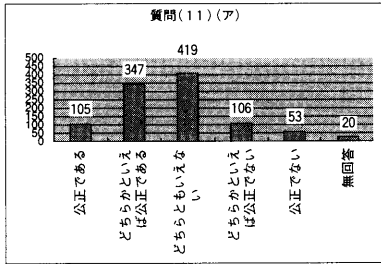
11. 質問 (11)

質問 (11) 以下の各機関は、次のような場面で、どの程度公正だとお考えになりますか。

	公正である	どちらかといえば公正である	どちらともいえない	どちらかといえば公正でない	公正でない
(ア) 行政機関が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(イ) 警察が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(ウ) 検察が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(エ) 裁判所が判決を下すとき	1	2	3	4	5
(オ) 国会や政府が法律を作るとき	1	2	3	4	5

		(ア)行政機関が法を執行するとき	(イ)警察が法を執行するとき	(ウ)検察が法を執行するとき	(エ)裁判所が判決を下すとき	(オ)国会や政府が法律を作るとき
N	有効回答数	1030	1034	1025	1032	1032
	無効回答数	20	16	25	18	18
回答平均値		2.66504854	2.76595745	2.52097561	2.2625969	3.08527132
標準偏差		0.9706288	1.05206279	0.96410126	0.97884324	1.07997204

〈34〉 「日本人の法意識」調査基本報告書



まず(ア)によると、行政機関に対して、「どちらともいえない」が最大で40.7%にのぼる。「公正」「どちらかといえば公正」の総計は43.9%、「公正でない」「どちらかといえば公正でない」の総計は、15.4%存在した。

次に(イ)によると、警察に対して、「どちらともいえない」が最大で37.0%にのぼる。「公正」「どちらかといえば公正」の総計は42.3%、「公正でない」「どちらかといえば公正でない」の総計は、20.7%存在した。神奈川県警と新潟県警を中心として警察不祥事事件の報道が相次いだ直後に調査実施していることに留意が必要である。

次に(ウ)によると、検察に対して、「どちらかといえば公正」が最大で37.7%にのぼる。「公正」「どちらかといえば公正」の総計は51.0%、「公正でない」「どちらかといえば公正でない」の総計は、12.4%存在した。

次に(エ)によると、裁判所に対して、「どちらかといえば公正」が最大で41.0%にのぼる。「公正」「どちらかといえば公正」の総計は63.5%、「公正でない」「どちらかといえば公正でない」の総計は、8.7%存在した。

最後に(オ)によると、国会や政府が立法することに対して、「どちらともいえない」が最大で42.6%にのぼる。「公正」「どちらかといえば公正」の総計は27.8%、「公正でない」「どちらかといえば公正でない」の総計は、29.6%存在した。

「裁判官」「検事」「行政機関」「警察官」「国会議員」の順で公正と思われる。

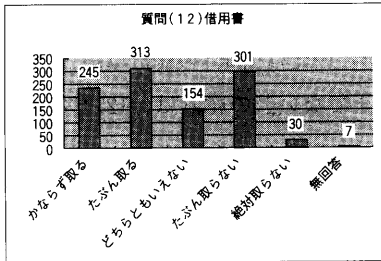
12. 質問 (12)

この質問は日本の総理府調査をもとに、友人間での金銭消費貸借における法的証拠の具備の各国比較を試みたものである。

質問 (12) 親しい友人に一ヶ月分の給料にあたる金額を貸すとします。この場合、借用証を取りますか。				
1	2	3	4	5
かならず取る	たぶん取る	どちらとも いえない	たぶん取らない	絶対取らない

N	有効回答数	1043
	無効回答数	7
回答平均値		2.57622244
標準偏差		1.2104354

(36) 「日本人の法意識」調査基本報告書



借用書を「必ず取る」「多分取る」の総計53.5%。「多分取らない」「取らない」の総計31.7%。取るほうが多数派であった。

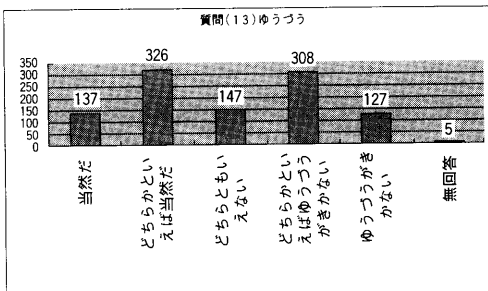
13. 質問 (13)

この質問は、日本の総理府調査票の質問をもとに契約文言どおりの行動がどのように評価されるか、各国比較を試みたものである。

質問 (13) 高価な機械を買いました。保証期間が過ぎた直後に機械が故障したため、修理してもらったところ、売り主が通常通りの修理代を要求してきました。あなたはそれを当然と思いますか、それともゆうづうがきかないと思いますか。

1	2	3	4	5
当然だ	どちらかといえば 当然だ	どちらとも いえない	どちらかといえば ゆうづうがきかない	ゆうづうが きかない

N	有効回答数	1045
	無効回答数	5
回答平均値		2.96363636
標準偏差		1.27179022



見事に半々に意見が分かれ、「どちらともいえない」が比較的少数のために、グラフに二つの山ができた。

14. 質問 (14)

この質問は、日本文化会議の質問票にもとづき、契約書についてのイメージの差異を調べたものである。

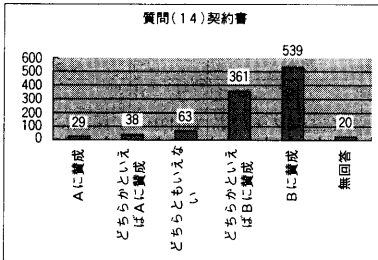
質問 (14) 契約書について、次のAさんとBさんの意見のうち、あなたは、どちらに賛成ですか。

(Aの意見) 契約書をとりかわすときでも、できるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけあとからゆうづうがきくようにしておくほうがよい。

(Bの意見) 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておくほうがよい。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

N	有効回答数	1030
	無効回答数	20
	回答平均値	4.3038835
	標準偏差	0.94549439



圧倒的に「契約書は細かくキチッと決めておく」に賛成が多く52.3%。「どちらかといえば賛成」と合せると、87.4%にのぼった。

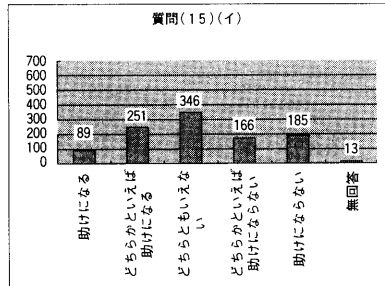
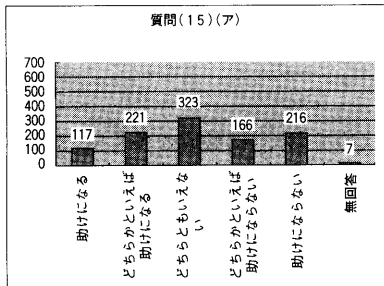
(38) 「日本人の法意識」調査基本報告書

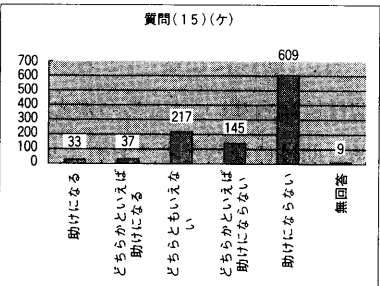
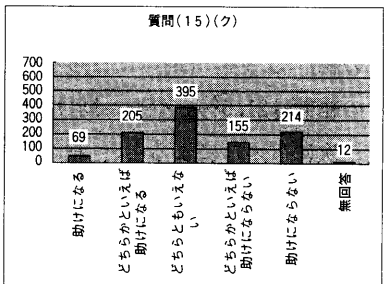
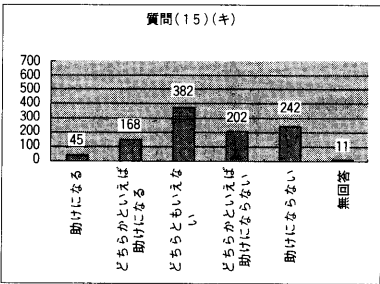
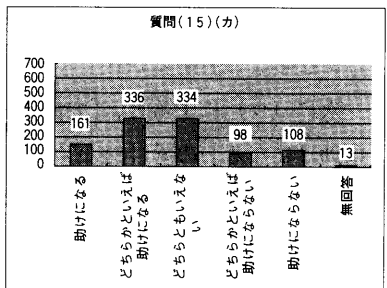
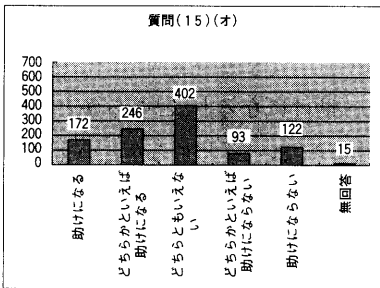
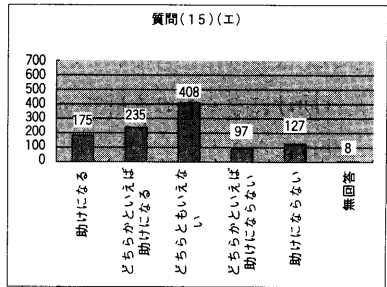
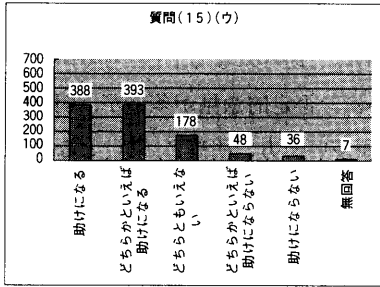
15. 質問 (15)

質問 (15) あなたは、次に述べた人々と親しくなると、法にかかわる出来事が生じたときにどれくらい助けになるとお考えになりますか。

	助けになる	どちらかといえば助けになる	どちらともいえない	どちらかといえば助けにならない	助けにならない
(ア) 国会議員	1	2	3	4	5
(イ) 地元の有力者	1	2	3	4	5
(ウ) 弁護士	1	2	3	4	5
(エ) 裁判官	1	2	3	4	5
(オ) 検事	1	2	3	4	5
(カ) 法律の大学教授	1	2	3	4	5
(キ) 市区役所または町村役場の職員	1	2	3	4	5
(ク) 警察官	1	2	3	4	5
(ケ) 暴力団等に関係する人	1	2	3	4	5

		(ア) 国会議員	(イ) 地元の有力者	(ウ) 弁護士	(エ) 裁判官	(オ) 検事	(カ) 法律の大学教授	(キ) 市区役所または町村役場の職員	(ク) 警察官	(ケ) 暴力団等に関係する人
N	有効回答数	1043	1037	1043	1042	1035	1037	1039	1038	1041
	無効回答数	7	13	7	8	15	13	11	12	9
回答平均値		3.13710451	3.10318226	1.99424736	2.77543186	2.75555556	2.66827387	3.41193455	3.23121387	4.21037464
標準偏差		1.27706555	1.20406306	1.01899686	1.19535245	1.18548424	1.16076721	1.13691433	1.17696825	1.08527201





〈40〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

まず（ア）によると、「国会議員」は、「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計36.6%。「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計32.4%。僅かに、否定的意見が多いが、明確に「助けにならない」と答えているものが多い一方、明確に「助けとなる」と答えている者も少なからず存在することに留意すべきであろう。

次に（イ）によると、「地元の有力者」は、「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計33.8%。「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計32.8%。正規分布と比較すれば、明確に「助けにならない」が多い。

次に（ウ）によると、「弁護士」は、「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計74.9%。「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計は僅か8.1%。圧倒的に助けになると考えられている。

次に（エ）によると、「裁判官」は、「どちらともいえない」が最大多数で、39.2%にのぼる。「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計39.3%。「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計は21.5%。やや、助けになるが優勢。

次に（オ）によると、「検事」は、ほとんど、まるっきり「裁判官」と同じであった。「どちらともいえない」が最大多数で、38.8%にのぼる。「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計40.4%。「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計は20.8%。やや、助けになるが優勢。

次に（カ）によると、「法学部教授」は、「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計47.9%。「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計は僅か19.9%。助けになると考えられている。

次に（キ）によると、「市区町村の職員」は、「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計42.7%。「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計20.5%。正規分布と比較すれば、明確に

「助けにならない」が多い。

次に(ク)によると、「警察官」は、「助けにならない」「どちらかといえば助けにならない」の総計35.5%。「助けになる」「どちらかといえば助けになる」の総計26.4%。正規分布と比較すれば、明確に「助けにならない」が多い。

最後に(ケ)によると、「暴力団員」は、「助けにならない」が58.5%。「どちらかという助けにならない」と合せると、72.4%。圧倒的に助けにならないと考えられている。

「国会議員」「地元の有力者」「市区町村の職員」「警察官」が同じようなパターンを示し。「裁判官」「検事」はほとんど同一。「法学部教授」もこれに近い。後は、「弁護士」が圧倒的に助けになるとされ、「暴力団員」が圧倒的に助けにならないとされている。

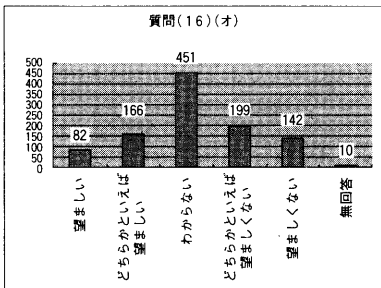
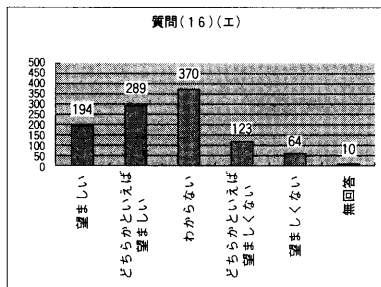
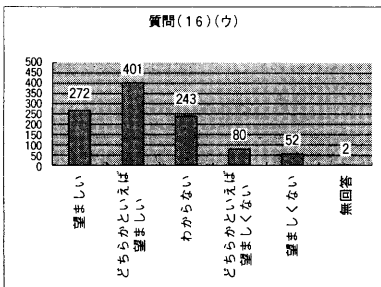
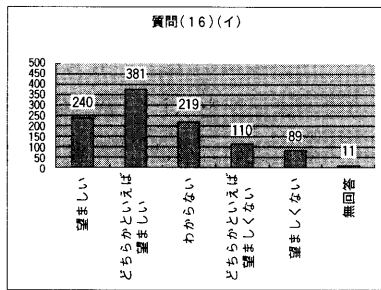
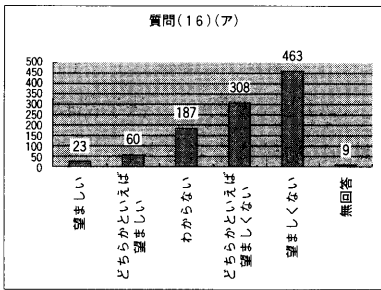
16. 質問 (16)

質問 (16) から質問 (18) は、紛争解決手段としての裁判利用とその他の方法の利用とがいかなる状況にあるかについて、各国比較を試みたものである。

質問 (16) ある人が友人に一ヶ月分の給料にあたる金額を貸しましたが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしません。友人と交渉しても、友人はその金を返しません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。					
	望ましい	どちらかといえば望ましい	わからない	どちらかといえば望ましくない	望ましくない
(ア) 相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ) 共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ) 法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ) 弁護士会の調停制度その他を利用すること	1	2	3	4	5
(オ) 裁判所に訴えること	1	2	3	4	5

〈42〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

		(ア)相手が支払わないならばそれであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	(イ)共通の知り合いである有力な人に相談すること	(ウ)法律の専門家に相談すること	(エ)弁護士会の調停制度その他を利用すること	(オ)裁判所に訴えること
N	有効回答数	1041	1039	1048	1040	1040
	無効回答数	9	11	2	10	10
回答平均値		4.08357349	2.44850818	2.27385496	2.59038462	3.14711538
標準偏差		1.02362906	1.19850388	1.08140647	1.10537398	1.091789



まず（ア）によると、「何もしない」ことは「望ましくない」が圧倒的に多く44.5%。「どちらかと言うと望ましくない」と合せると74.1%にのぼり否定的に捕らえられている。

次に（イ）によると、「共通の知り合いに相談する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計59.8%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計19.2%。肯定的意見がまさる。

次に（ウ）によると、「法律専門化に相談する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計64.2%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計12.6%。肯定的意見が圧倒的である。

次に（エ）によると、「弁護士会の調停等を利用する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計46.4%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計18.0%。肯定的意見がまさるが、「わからない」が多数ある。

最後に（オ）によると、「裁判に訴える」ことは、「わからない」が最大多数で43.4%。「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計23.8%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計32.8%。否定的意見が多数である。

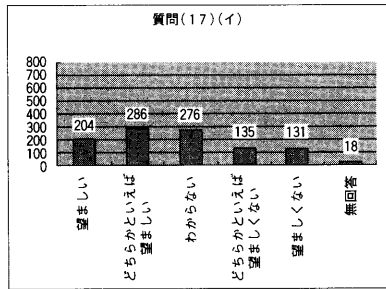
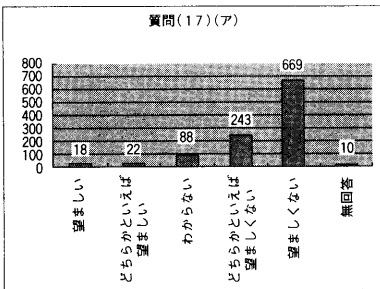
〈44〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

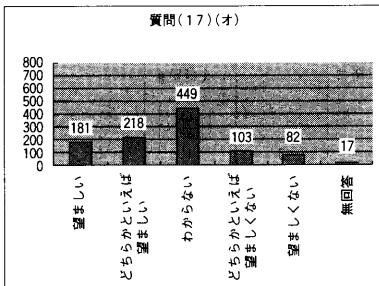
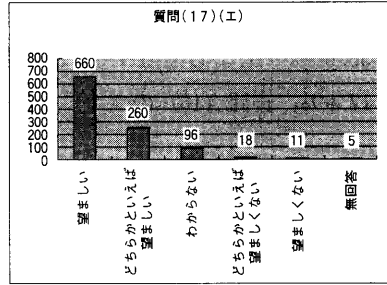
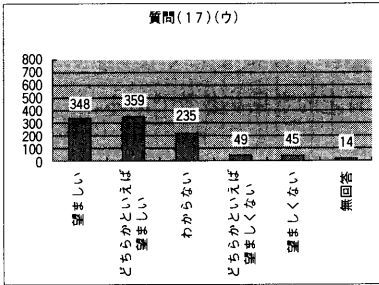
17. 質問 (17)

質問 (17) ある人が電器屋から一ヶ月分の給与にあたる価格の電気器具を買ったところ、それは不良品でした。電器屋に新品との取り替えを求めても、電器屋はそれに応じませんし、売買を解除し代金の返還を求めても電器屋はそれに応じようとしません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえば望ましい	わからない	どちらかといえば望ましくない	望ましくない
(ア) 相手が応じないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ) 共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ) 法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ) 消費生活センターその他の調停制度を利用すること	1	2	3	4	5
(オ) 裁判所に訴えること	1	2	3	4	5

		(ア)相手が応じないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	(イ)共通の知り合いである有力な人に相談すること	(ウ)法律の専門家に相談すること	(エ)消費生活センターその他の調停制度を利用すること	(オ)裁判所に訴えること
N	有効回答数	1040	1032	1036	1045	1033
	無効回答数	10	18	14	5	17
回答平均値		4.46442308	2.7122093	2.11583012	1.52631579	2.69699903
標準偏差		0.86793132	1.27481239	1.06326468	0.8144565	1.11289164





まず(ア)によると、「何もしない」ことは「望ましくない」が圧倒的に多く64.3%。「どちらかと言うと望ましくない」と合せると87.7%にのぼり否定的に捕らえられている。

次に(イ)によると、「共通の知り合いに相談する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計47.5%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計25.8%。肯定的意見がまさるが、明確に否定と明確に肯定が多い。

次に(ウ)によると、「法律専門化に相談する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計68.2%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計9.1%。肯定的意見が圧倒的である。

次に(エ)によると、「消費生活センター等調停制度を利用する」ことは、「望ましい」が圧倒的に多く63.2%。「どちらかと言えば望ましい」と合せると88.0%にのぼり肯定的にとらえられている。

最後に(オ)によると、「裁判に訴える」ことは、「わからない」が最

〈46〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

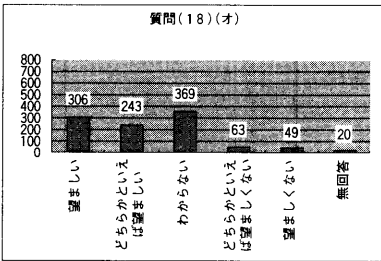
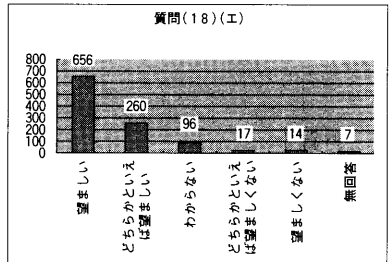
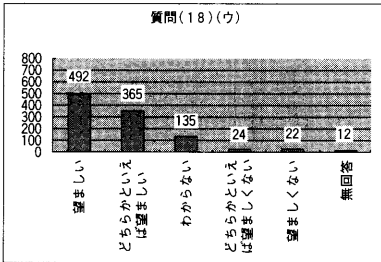
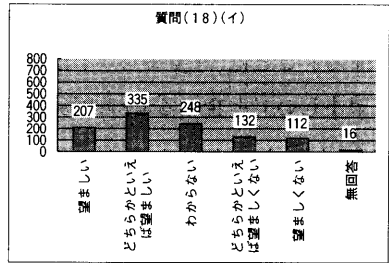
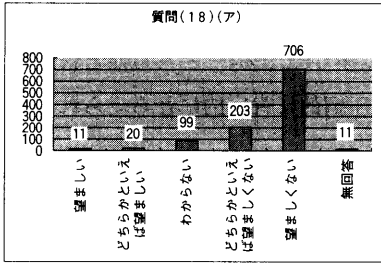
大多数で43.5%。「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計38.6%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計17.9%。質問(16)の(オ)と違って肯定的意見が多数である。

18. 質問(18)

質問(18) ある人が交通事故によって一ヶ月入院の傷害を負いましたが、特に後遺症は残りませんでした。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償をもとめて交渉しても、加害者は賠償金を支払いません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらか といえば望ま しい	わからない	どちらかと いえば望ま しくない	望ましくな い
(ア) 相手が支払わないならば、 それであきらめ、特別な行 動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ) 共通の知り合いである有力 な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ) 法律の専門家に相談するこ と	1	2	3	4	5
(エ) 交通事故紛争処理センター その他の調停制度を利用す ること	1	2	3	4	5
(オ) 裁判所に訴えること	1	2	3	4	5

		(ア)相手が支 払わないなら ばそれであき らめ、特別な 行動をとろう としないこと	(イ)共通の知 り合いである 有力な人に相 談すること	(ウ)法律の専 門家に相談す ること	(エ)交通事故 紛争処理セン ターその他の 調停制度を利 用すること	(オ)裁判所に 訴えること
N	有効回答数	1039	1034	1038	1043	1030
	無効回答数	11	16	12	7	20
回答平均値		4.51395573	2.61992263	1.76589595	1.53595398	2.32621359
標準偏差		0.82678408	1.24206274	0.91284243	0.83206016	1.10586045



まず(ア)によると、「何もしない」ことは「望ましくない」が圧倒的に多く67.9%。「どちらかと言うと望ましくない」と合せると87.5%にのぼり否定的に捕らえられている。

次に(イ)によると、「共通の知り合いに相談する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計52.4%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計23.6%。肯定的意見がまさるが、明確に否定と明確に肯定が多い。

次に(ウ)によると、「法律専門化に相談する」ことは、「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計82.6%。肯定的意見が多数である。

〈48〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

次に（エ）によると、「交通事故紛争処理センター等調停制度を利用する」ことは、「望ましい」が圧倒的に多く62.9%。「どちらかと言えば望ましい」と合せると87.8%にのぼり圧倒的に肯定的にとらえられている。

最後に（オ）によると、「裁判に訴える」ことは、「わからない」が大多数で35.8%。「望ましい」「どちらかと言えば望ましい」の総計53.3%。「望ましくない」「どちらかと言えば望ましくない」の総計10.9%。質問（17）の（オ）よりさらに肯定的意見が多数となった。

付録 1

以下に、本調査に用いた調査票を掲載することとする。なお、このアンケートで用いた質問文・選択肢の一部は、過去の調査や韓国、その他の国との比較のために、以下の文献から改編して利用している。

設問番号一覧	編著者名	文 献	年
質問（4）、質問（5）、質問（6）、 質問（8）、質問（9）、質問（11）、 質問（12）	韓国法制研究院		1991
質問（10）、質問（14）	日本文化会議		1971 1976
質問（12）、質問（13）	総理府政策本部		1975
質問（21）	National Center for State Courts	A Blueprint for the Future	1977
質問（22）	T. W. Adorno Else Frenkl-Brunswik D. J. Levinson R. N. Sanford	“F-Scale Clusters : Forms 45 and 40.” In THE AUTHORITARIAN PERSONALITY,	1950

法意識に関するアンケート

2000年3月

【調査研究ご協力をお願い】

この度、私ども「法意識国際比較研究会」は、日本、中国、アメリカの三カ国において、一般の方々を対象にして、法についての意識調査を行うことになりました。この調査は、国民全体の法についての意識や考えを明らかにすることを目的として実施されるものです。

この冊子の質問は、みなさまの法に関する知識を問うものではありません。
 どの質問項目についても、正しい答えというものはありません。
 質問文を読んで、直感的に感じたり思ったりしたことをそのまま回答してください。
 一つの質問項目について深く考えすぎたり、他人に相談したりする必要はありません。

ご協力いただいた回答結果は全てコンピュータを用いて統計的に処理させていただきます。したがって、みなさまのお名前や個々の回答が明らかにされることは絶対ありません。また、ご協力いただいた回答を学術目的以外に使うことは決してありません。

おそがしいなか、まことに申し訳ございませんが、私どもの学術的情熱をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査票の配布・回収につきましては、統計調査の専門機関である社団法人輿論科学協会に委託して行いますことをあらかじめご了承ください。

法意識国際比較研究会

代表：名古屋大学法学部 教授 加藤雅信

東京大学法学部 教授 太田勝造 他

【回答のしかたについて】

質問は、次の例に示したように全て、あてはまるものの「番号」を○で囲んでいただく形になっています。

(例) 質問：「お酒を飲むことが許される年齢を20才から18才にするべきである」という意見があります。あなたはその意見に賛成ですか、反対ですか。

1	2	3	4	5
賛成	どちらかといえば賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば反対	反対

この調査についてご照会の必要がありましたら下記にご連絡いただけますようお願いいたします。

【調査の趣旨について】

東京大学法学部 太田研究室 113-0033 東京都文京区本郷

【調査の実施について】

社団法人 よろん かがく ぎょうかい 輿論科学協会

<東京本部>151-8509 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-8-6

電話：03-3401-1131 担当：市川

<大阪事務所>540-0025 大阪市中央区徳井町2-2-14

電話：06-6941-2290 担当：矢倉

注意：本調査票に関しては、著作権をはじめ全ての権利が留保されております。無断で他に転用されないようお願い申し上げます。



〔50〕 「日本人の法意識」調査基本報告書

質問（1） あなたは次のような意見に賛成ですか、反対ですか。（ア）から（エ）のそれぞれについて、あてはまるものをひとつずつ選んで番号に○をつけてください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対
（ア）家庭生活が円満にいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
（イ）取引活動が社会全体としてうまくいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
（ウ）犯罪防止がうまくいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
（エ）国家をうまく統治していくため（おさめるため）に法は不可欠である。	1	2	3	4	5

質問（2） 次の（ア）から（エ）までは法のイメージについて述べたものです。あなたはAの意見とBの意見のどちらに賛成ですか。

（ア）（Aの意見）私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。

（Bの意見）私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方（しっかりした定め方）と法律家の論理には、かなわないからである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえばAに賛成	どちらともいえない	どちらかといえばBに賛成	Bに賛成

（イ）（Aの意見）私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。

（Bの意見）私が法を守るのは、法の内容が正しいからである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえばAに賛成	どちらともいえない	どちらかといえばBに賛成	Bに賛成

（ウ）（Aの意見）私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方（しっかりした定め方）と法律家の論理には、かなわないからである。

（Bの意見）私が法を守るのは、法の内容が正しいからである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえばAに賛成	どちらともいえない	どちらかといえばBに賛成	Bに賛成

（エ）（Aの意見）法は、国家が国民を統治する（おさめる）道具である。

（Bの意見）法の目的は、国民が国家の侵害から自分の権利を守ることである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえばAに賛成	どちらともいえない	どちらかといえばBに賛成	Bに賛成

質問 (3) 次の (ア) から (オ) の問いについて、AとBの二つの意見があります。あなたはどちらに賛成ですか。

(ア) 法と社会の関係について

(Aの意見) 法がなくても正常に動いていく社会が理想である。

(Bの意見) 法がなければ社会は正常に動いていくはずがない。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(イ) 法の適用について

(Aの意見) 法は、例外なくすべて同じように適用するべきである。

(Bの意見) 法は、場合に応じて適用するべきである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(ウ) 今の社会から法がなくなった場合について

(Aの意見) 法がなくなっても、基本的には、今の社会秩序はたもたれる。

(Bの意見) 法がなくなれば、社会は混乱し無秩序になる。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(エ) 法と道徳と社会の関係について

(Aの意見) 人々 (政治家を含む) が道徳的であれば、法がなくても国も社会も良くなる。

(Bの意見) それは夢物語である。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

(オ) 法と現実の関係について

(Aの意見) 法と社会の現実がずれている場合は、現実にあうように法をあらためるべきである。

(Bの意見) 法と社会の現実がずれている場合は、法にそうように現実をあらためるべきである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

質問 (4) あなたは、「法」という言葉を聞くと、まさきにどのような印象をお持ちになりますか。ひとつだけ○をつけてください。

1	自由を守る
2	公平だ
3	民主的だ
4	弾圧的だ
5	不公平だ
6	権威主義的だ
7	その他 ()

〈52〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

質問（5） 取引した相手と紛争が生じたため、交渉をはじめようとしたところ、相手から「法的に解決します」と言われました。その場合、あなたはどのように感じますか。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえば思わない	そう思わない
（ア）合理的だ	1	2	3	4	5
（イ）人情がない	1	2	3	4	5
（ウ）不快だ	1	2	3	4	5

質問（6） あなたは、人々が社会生活をしていく上でどのように生きていくのがよいと思いますか。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえば思わない	そう思わない
（ア）常識にしたがって生きればよい	1	2	3	4	5
（イ）法にしたがって生きればよい	1	2	3	4	5
（ウ）法に関連することはできるだけさけるのがよい	1	2	3	4	5

質問（7） 次の（ア）（イ）の二つの意見についてあなたはどう思いますか。

（ア）「法のとおりには生きると損をすることがあるから、そのような場合には必ずしも法を守る必要はない。」

1	2	3	4	5
そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない

（イ）「法を破っても見つからないと思われるとき、法を守るのは、ときにバカげたことである。」

1	2	3	4	5
そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない

質問（8） あなた自身の生き方として、次のどちらのタイプを選びたいですか。

（タイプA）ときには法を守らないが、上手に生きる

（タイプB）多少損をしながらも、法を守って生きる

1	2	3	4	5
タイプA	どちらかといえば タイプA	どちらとも いえない	どちらかといえば タイプB	タイプB

質問 (9) ドロボウがとなりの家のヘイを越えるのを見た場合、あなたはどのように行動しますか。次のうちからひとつをお選びください。

- | | |
|---|------------|
| 1 | ドロボウをつかまえる |
| 2 | 警察に通報する |
| 3 | となりの家に知らせる |
| 4 | 何もしない |

質問 (10) 家族の中に重大な犯罪を犯しているものがあり、まだ発覚していません。このようなときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか、すすめませんか。

- | | | | | |
|----------|---------|---------------|----------|---------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| かならずすすめる | たぶんすすめる | どちらとも
いえない | たぶんすすめない | 絶対すすめない |

質問 (11) 以下の各機関は、次のような場面で、どの程度公正だとお考えになりますか。

	公正である	どちらかといえ ば公正である	どちらとも いえ ない	どちらかといえ ば公正でない	公正でない
(ア) 行政機関が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(イ) 警察が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(ウ) 検察が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(エ) 裁判所が判決を下すとき	1	2	3	4	5
(オ) 国会や政府が法律を作るとき	1	2	3	4	5

質問 (12) 親しい友人に1ヶ月分の給料にあたる金額を貸すとします。この場合、借証証を取りますか。

- | | | | | |
|--------|-------|-------------------|---------|--------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| かならず取る | たぶん取る | どちらとも
いえ
ない | たぶん取らない | 絶対取らない |

質問 (13) 高価な機械を買いました。保証期間が過ぎた直後に機械が故障したため、修理してもらったところ、売り主が通常通りの修理代を要求してきました。あなたはそれを当然と思いますか、それともゆうづうがきかないと思いますか。

- | | | | | |
|-----|---------------------|-------------------|---------------------------|---------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 当然だ | どちらかといえ
ば
当然だ | どちらとも
いえ
ない | どちらかといえ
ば
ゆうづうがきかない | ゆうづうが
きかない |

〈54〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

- 質問 (14) 契約書について、次のAさんとBさんの意見のうち、あなたは、どちらに賛成ですか。
- (Aの意見) 契約書をとりかわすときでも、できるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけあとからゆうづうがきくようにしておくほうがよい。
- (Bの意見) 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておくほうがよい。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば Aに賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば Bに賛成	Bに賛成

- 質問 (15) あなたは、次に述べた人々と親しくなると、法にかかわる出来事が生じたときにどれくらい助けになるとお考えになりますか。

	助けになる	どちらかといえば助けになる	どちらともいえない	どちらかといえば助けにならない	助けにならない
(ア) 国会議員	1	2	3	4	5
(イ) 地元の有力者	1	2	3	4	5
(ウ) 弁護士	1	2	3	4	5
(エ) 裁判官	1	2	3	4	5
(オ) 検事	1	2	3	4	5
(カ) 法律の大学教授	1	2	3	4	5
(キ) 市区役所または町村役場の職員	1	2	3	4	5
(ク) 警察官	1	2	3	4	5
(ケ) 暴力団等に関係する人	1	2	3	4	5

質問 (16) ある人が友人に一月分の給料にあたる金額を貸しましたが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしません。友人と交渉しても、友人はその金を返しません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえば望ましい	わからない	どちらかといえば望ましくない	望ましくない
(ア) 相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ) 共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ) 法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ) 弁護士会の調停制度その他を利用すること	1	2	3	4	5
(オ) 裁判所に訴えること	1	2	3	4	5

質問 (17) ある人が電器屋から一月分の給与にあたる価格の電気器具を買ったところ、それは不良品でした。電器屋に新品との取り替えを求めても、電器屋はそれに応じませんし、売買を解除し代金の返還を求めても電器屋はそれに応じようとしません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえば望ましい	わからない	どちらかといえば望ましくない	望ましくない
(ア) 相手が応じないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ) 共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ) 法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ) 消費生活センターその他の調停制度を利用すること	1	2	3	4	5
(オ) 裁判所に訴えること	1	2	3	4	5

〈56〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

質問 (18) ある人が交通事故にあつて一ヶ月入院の傷害を負いましたが、特に後遺症は残りませんでした。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償をもとめて交渉しても、加害者は賠償金を支払いません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえば望ましい	わからない	どちらかといえば望ましくない	望ましくない
(ア) 相手が支払わないならば、それできらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ) 共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ) 法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ) 交通事故紛争処理センターその他の調停制度を利用すること	1	2	3	4	5
(オ) 裁判所に訴えること	1	2	3	4	5

質問 (19) 全体的にみて、あなたは今の生活に満足していますか。

1	2	3	4	5
とても満足	どちらかといえば満足	どちらともいえない	どちらかといえば不満足	とても不満足

質問 (20) あなた自身の生活水準は、この15年間でどう変わりましたか。

1	2	3	4	5
とても良くなった	どちらかといえば良くなった	どちらともいえない	どちらかといえば悪くなった	とても悪くなった

質問 (21) 次の (ア) から (エ) の問いにお答えください。

(ア) 日常的に政治や政府の動向を報道するニュースに注意していますか。

1	2	3	4	5
いつも注意している	どちらかといえば注意している	どちらともいえない	どちらかといえば注意していない	まったく注意していない

(イ) まわりの人とよく政治の話をしますか。

1	2	3	4	5
とてもよくする	どちらかといえばする	どちらともいえない	あまりしない	ほとんどしない

(ウ) 政治活動・組織に参加しますか。

1	2	3	4	5
積極的にする	どちらかといえば 積極的にする	どちらとも いえない	どちらかといえば しない	しない

(エ) 国会議員の選挙には、どれくらい行きますか。

1	2	3	4	5
かならず行く	どちらかといえば 行く	どちらとも いえない	どちらかといえば 行かない	まったく 行かない

質問 (22) 次の意見をどう思われますか。

	賛成	どちらかとい えば賛成	どちらとも いえない	どちらかとい えば反対	反対
(ア) 意志が強ければどんな弱点も困難も克服できる。	1	2	3	4	5
(イ) 若者にもっとも必要とされることは、きちんとした規律、ゆるがぬ決意、そして家族と国のために働き、また戦おうとする心である。	1	2	3	4	5
(ウ) 自分たちの名誉に対する侮辱は、常に罰せられるべきである。	1	2	3	4	5
(エ) わが国がもっとも必要としているものは、法や政策以上に、少数リーダー、それも人々が信頼をおける、勇敢にして疲れをしらぬ献身的なリーダーなのである。	1	2	3	4	5
(オ) 人間は明確に、強き者、弱き者の二種に分けられる。	1	2	3	4	5

〈58〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

最後に、回答してくださっているみなさんご自身のことについて少しおたずねします。

質問 (23) あなたは男性ですか女性ですか。

1 男性	2 女性
------	------

質問 (24) あなたのお年を教えてください。

[明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 西暦]	_____	年	_____	歳
-----------------------	-------	---	-------	---

質問 (25) あなたが最後に卒業した学校を教えてください。在学中の学校も含みます。あてはまる番号にひとつだけ○をつけてください。

1 学校歴なし
2 小学校、中学校 (旧制高等小学校)
3 高等学校 (旧制中学、旧制工業・商業・農業学校、高等女学校)
4 短期大学、高等専門学校
5 大学 (旧制高等学校、旧制高等専門学校、師範学校)
6 大学院

質問 (26) 大学ないし大学院を卒業したかたと在学中のかたのみにおたずねします。

最終学校でのご専門を教えてください。あてはまる番号にひとつだけ○をつけてください。

1 法学系
2 経済・商学系
3 その他の文科系
4 理学系
5 工学系
6 その他の理科系

質問 (27) あなたのご職業は次のどれにあたりますか。あてはまる番号にひとつだけ○をつけてください。

1 事業主
2 勤め (常勤)
3 パート・アルバイト・フリーター
4 専業主婦
5 学生
6 無職・その他

質問 (28) あなたの仕事はどれにあたりますか。あてはまる番号にひとつだけ○をつけてください。

1 農林漁業	9 金融・保険
2 鉱業	10 不動産
3 建設業	11 医療
4 製造業	12 教育・文化
5 電気・ガス・エネルギー	13 法律・司法
6 運輸・通信	14 官公庁 (以上にあげた以外)
7 卸・小売り	15 その他 ()
8 飲食	

質問 (29) あなたの世帯の収入源についておたずねします。あてはまる番号にひとつだけ○をつけてください。

- | |
|----------------------------|
| 1 家計の50%以上が農業によってささえられている |
| 2 それほどではないが、農業による収入の比重も大きい |
| 3 農業による収入の比重は小さい |
| 4 農業収入はない |

質問 (30) 官公庁または企業にお勤めのかたのみにおたずねします。

職場ではどんな仕事についておられますか。あてはまる番号にひとつだけ○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 事務職 | 5 専門職 |
| 2 営業職 | 6 教育職 |
| 3 管理職 | 7 その他 () |
| 4 労務職 (工場、建設現場、その他) | |

質問 (31) 企業にお勤めのかただけにおうかがいします。

その従業員は、会社全体で何人ぐらいですか。

- | | |
|------------|------------|
| 1 9人以下 | 4 500～999人 |
| 2 10～99人 | 5 1000人以上 |
| 3 100～499人 | |

質問 (32) あなたは6才から12才まで (小学校時代に相当)、どこで育ちましたか。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1 次にあげた地域をこえて転居しているので一ヶ所ではない | 8 大阪圏 |
| 2 北海道 | 9 近畿 (大阪圏以外) |
| 3 東北 | 10 中国 |
| 4 東京圏 | 11 四国 |
| 5 関東 (東京圏以外) | 12 九州 |
| 6 名古屋圏 | 13 沖縄 |
| 7 中部 (名古屋圏以外) | 14 外国 () |

質問 (33) あなたは12才から18才まで、どこで育ちましたか。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1 次にあげた地域をこえて転居しているので一ヶ所ではない | 8 大阪圏 |
| 2 北海道 | 9 近畿 (大阪圏以外) |
| 3 東北 | 10 中国 |
| 4 東京圏 | 11 四国 |
| 5 関東 (東京圏以外) | 12 九州 |
| 6 名古屋圏 | 13 沖縄 |
| 7 中部 (名古屋圏以外) | 14 外国 () |

質問 (34) あなたの支持政党はどれですか。

- | | |
|-------|-------------|
| 1 自民党 | 5 共産党 |
| 2 民主党 | 6 社民党 |
| 3 公明党 | 7 その他の党 () |
| 4 自由党 | 8 支持政党なし |

〈60〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

質問 (35) 現在、結婚しておられますか。

1 現在結婚している	4 死別
2 未婚	5 その他 ()
3 離婚	

質問 (36) 生計をともにされているご家族は何人ですか。ご自身も含めて数えてください。
() 人

質問 (37) そのなかで、未成年のかたは何人ですか。
() 人

質問 (38) ご家族の(単身の場合は「あなたの」)収入は全部でどのくらいになりますか。
昨年1年間の税込でお願いします。

1 300万円未満	5 800～1000万円未満
2 300～500万円未満	6 1000～1200万円未満
3 500～650万円未満	7 1200万円以上
4 650～800万円未満	

最後にこのアンケートについて何かご意見・ご感想がありましたらどうぞご自由に書いてください。

回答へのご協力どうもありがとうございました。

【おことわり】

この調査では、いくつかの他の調査票を一部利用しています。

総理府政策本部 青少年のルール観 1975

韓国法制研究院 国民法意識調査研究 1991

日本文化会議 日本人の法意識社会調査 1971 1976

National Center for State Courts A Blueprint for the Future 1975

T. W. Adorno And et al. "F-Scale Clusters :

Forms 45 and 40." In THE AUTHORITARIAN PERSONALITY, 1950

付録 2

本文中では、触れていない、あるいはスケールとして言及した質問の単純集計を以下に紹介する。

質問 (19)

全体的にみて、あなたは今日の生活をどう思いますか。

今の生活に満足していますか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	とても満足	73	7.0	7.0	7.0
	どちらかといえば満足	543	51.7	52.0	58.9
	どちらともいえない	263	25.0	25.2	84.1
	どちらかといえば不満足	141	13.4	13.5	97.6
	とても不満足	25	2.4	2.4	100.0
	合計	1045	99.5	100.0	
欠損値	無回答	5	.5		
合計		1050	100.0		

質問 (20)

あなたの生活水準は、この15年間でどう変わりましたか。

個人の生活水準は15年間でどう変わりましたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	とても良くなった	33	3.1	3.1	3.1
	どちらかといえば良くなった	298	28.4	28.4	31.6
	どちらともいえない	461	43.9	44.0	75.6
	どちらかといえば悪くなった	211	20.1	20.1	95.7
	とても悪くなった	45	4.3	4.3	100.0
	合計	1048	99.8	100.0	
欠損値	無回答	2	.2		
合計		1050	100.0		

質問 (21)

(ア) 日常的に、政治や政府の動向を報道する新聞に注意していますか。

政治や政府の動向を報道するニュースに注意している

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	いつも注意している	216	20.6	20.6	20.6
	どちらかといえば注意している	497	47.3	47.4	68.0
	どちらともいえない	191	18.2	18.2	86.3
	どちらかといえば注意していない	115	11.0	11.0	97.2
	まったく注意していない	29	2.8	2.8	100.0
	合計	1048	99.8	100.0	
欠損値	無回答	2	.2		
合計		1050	100.0		

〈62〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

(イ) まわりの人とよく政治の話をしますか。

まわりの人とよく政治の話をする

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
とてもよくする	38	3.6	3.6	3.6
どちらかといえばする	264	25.1	25.2	28.8
どちらともいえない	251	23.9	23.9	52.7
あまりしない	368	35.0	35.1	87.8
ほとんどしない	128	12.2	12.2	100.0
合計	1049	99.9	100.0	
欠損値	1	.1		
無回答				
合計	1050	100.0		

(ウ) 政治活動・組織に参加しますか。

積極的に政治活動・組織に参加している

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
積極的にする	18	1.7	1.7	1.7
どちらかといえば積極的	68	6.5	6.5	8.2
にする				
どちらともいえない	214	20.4	20.4	28.6
どちらかといえばしない	306	29.1	29.2	57.8
しない	443	42.2	42.2	100.0
合計	1049	99.9	100.0	
欠損値	1	.1		
無回答				
合計	1050	100.0		

(エ) 国会議員の選挙には、どれくらい行きますか。

国会議員の選挙に行きますか

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
かならず行く	463	44.1	44.3	44.3
どちらかといえば行く	288	27.4	27.6	71.9
どちらともいえない	96	9.1	9.2	81.1
どちらかといえば行かない	108	10.3	10.3	91.4
まったく行かない	90	8.6	8.6	100.0
合計	1045	99.5	100.0	
欠損値	5	.5		
無回答				
合計	1050	100.0		

質問 (22)

(ア) 意志が強ければ、どんな弱点と困難でも克服できる。

意志が強ければ弱点も困難も克服できる

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
賛成	192	18.3	18.4	18.4
どちらかといえば賛成	389	37.0	37.3	55.7
どちらともいえない	381	36.3	36.5	92.1
どちらかといえば反対	54	5.1	5.2	97.3
反対	28	2.7	2.7	100.0
合計	1044	99.4	100.0	
欠損値	6	.6		
無回答				
合計	1050	100.0		

(イ) 若者にもっとも必要とされることは、きちんとした規律、揺るがぬ決意、そして家族と国家のために働き、また戦おうとする心である。

若者にもっとも必要とされることは、きちんとした規律、揺るがぬ決意、そして家族と国のために働き、また戦おうとする心である

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	賛成	138	13.1	13.2	13.2
	どちらかといえば賛成	266	25.3	25.5	38.8
	どちらともいえない	430	41.0	41.3	80.0
	どちらかといえば反対	128	12.2	12.3	92.3
	反対	80	7.6	7.7	100.0
	合計	1042	99.2	100.0	
欠損値	無回答	8	8		
合計		1050	100.0		

3 自分たちの名誉を侮辱する行為は、常に罰せられるべきである。

自分たちの名誉に対する侮辱は、常に罰せられるべきである

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	賛成	129	12.3	12.4	12.4
	どちらかといえば賛成	290	27.6	27.9	40.4
	どちらともいえない	528	50.3	50.9	91.2
	どちらかといえば反対	71	6.8	6.8	98.1
	反対	20	1.9	1.9	100.0
	合計	1038	98.9	100.0	
欠損値	無回答	12	1.1		
合計		1050	100.0		

4 わが国がもっとも必要としているものは、法や政策以上に、少数のリーダー、それも人々が信頼をおける、勇敢にして疲れをしらぬ献身的なリーダーなのである。

わが国がもっとも必要としているものは、法や政策以上に、少数リーダー、それも人々が信頼をおける、勇敢にして疲れをしらぬ献身的なリーダーなのである

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	賛成	169	16.1	16.3	16.3
	どちらかといえば賛成	270	25.7	26.0	42.3
	どちらともいえない	468	44.6	45.1	87.4
	どちらかといえば反対	80	7.6	7.7	95.1
	反対	51	4.9	4.9	100.0
	合計	1038	98.9	100.0	
欠損値	無回答	12	1.1		
合計		1050	100.0		

〈64〉 「日本人の法意識」調査基本報告書

5 人は明確に、強き者、弱き者の二種に分けられる。

人は明確に、強き者、弱き者の二種に分けられる

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	賛成	75	7.1	7.2	7.2
	どちらかといえば賛成	122	11.6	11.7	18.9
	どちらともいえない	465	44.3	44.5	63.4
	どちらかといえば反対	166	15.8	15.9	79.3
	反対	216	20.6	20.7	100.0
	合計	1044	99.4	100.0	
欠損値	無回答	6	.6		
合計		1050	100.0		